

者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が資料調査課において調査させる必要があると認められたものについての調査を行うこと(前号に掲げるものを除く。)

第五百三十一条 (徴収課の所掌事務)
徴収課は、次に掲げる事務(統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一五十三 〔略〕
十四 外国との租税に関する協定の実施のために外国の租税の徴収(令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。)及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

一五十六 〔略〕
(事務署に置く課等)

第五百四十七条 (事務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。)

5 税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以上とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて三百九十人以上とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千四百九十七人以上とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千四百八十一人以上とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百三十九人以上とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十人以上とする。

(統括国税徴収官の職務)
第五百五十二条 統括国税徴収官は、命を受けて、次に掲げる事務(特別国税徴収官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

一五七 〔略〕

八 外国との租税に関する協定の実施のために外国の租税の徴収及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

九五十 〔略〕

なものとして沖縄国税事務所長が資料調査課において調査させる必要があると認められたものについての調査を行うこと(前号に掲げるものを除く。)

第五百三十一条 (徴収課の所掌事務)
徴収課は、次に掲げる事務(統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一五十三 〔同上〕
十四 外国との租税に関する協定の実施のために外国の租税の徴収(令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。)に関すること。

一五十六 〔同上〕
(事務署に置く課等)

第五百四十七条 (事務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。)

5 税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以上とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて三百九十人以上とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千四百九十六人以上とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千四百八十一人以上とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百三十九人以上とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十人以上とする。

(統括国税徴収官の職務)
第五百五十二条 統括国税徴収官は、命を受けて、次に掲げる事務(特別国税徴収官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

一五七 〔同上〕

八 外国との租税に関する協定の実施のために外国の租税の徴収に関する報告事項の管理及び外国の租税の徴収に関すること。

九五十 〔同上〕

(統括国税調査官の職務)
第五百五十三条 統括国税調査官は、命を受けて、次に掲げる事務(特別国税調査官及び酒類指導官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

一五五 〔略〕
六 外国との租税に関する協定の実施のために外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

七 〔略〕
(国税徴収官)

第五百五十五条 各税務署を通じて国税徴収官八千三百三十八人以上を置く。

2 〔略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第二十九号

国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第一条第一項及び第二項並びに国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第十条第六項の規定に基づき、国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

財務大臣 麻生 太郎

国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令
国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令(昭和四十五年大蔵省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(国債の名称) 第一条 国際復興開発銀行(以下「銀行」という)に出資し又は拠出するため、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴</p>	<p>(国債の名称) 第一条 国際復興開発銀行(以下「銀行」という)に出資し又は拠出するため、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴</p>